

(公印・契印省略)
国海安第121号
令和5年1月19日

一般社団法人 日本船舶電装協会
専務理事 白井 精一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
松尾 真治

船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶設備規程等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

○3-1 船舶設備規程

(二重傍線の部分は新設部分)

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>(航海情報記録装置)</p> <p><u>146-30(a)</u> MSC. 494(104)に適合する航海情報記録装置は、本項の要件に適合しているとして差し支えない。</p> <p><u>附 則</u> (令和5年1月19日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>(a) 本改正後の心得は、令和5年1月19日から施行する。</p>	<p>(航海情報記録装置)</p> <p>(新設)</p>	

○3-1-6 航海用具の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分、二重傍線の部分は新設部分)

改正後	改正前	備考						
<p>(水先人用はしご) 32.1(a)～(h) (略)</p> <p>(i) 次の ISO 規格に適合する水先人用はしごについては、本項の要件に適合しているとして差し支えない。 <u>(1) ISO 799:2004 「Ships and marine technology-Pilot ladders(船舶技術-水先人用はしご)」</u> <u>(2) ISO 799-1:2019 「Ships and marine technology-Pilot ladders(船舶技術-水先人用はしご)」</u></p> <p><u>(j)</u> 国際航海に従事する船舶に搭載する水先人用はしごにあつては、表 32.1<1>の左欄に掲げる適用する要件等に応じ、右欄に掲げる規定等に適合していることが製造者より証明されていることを確認できること。 表 32.1<1>適用する要件等と証明事項の対応表</p> <table border="1" data-bbox="282 890 1032 1102"> <thead> <tr> <th>適用する要件等</th> <th>規定等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本項の要件又は 32.1(i) (1)の要件</td> <td>SOLAS 条約附属書第 V 章第 23 規則</td> </tr> <tr> <td>32.1(i) (2)の要件</td> <td>SOLAS 条約附属書第 V 章第 23 規則又は ISO 799-1:2019</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>附 則</u> (令和5年1月19日) (施行期日) 1.0(a) 本改正後の心得は、令和5年1月19日(以下「施行日」という)から施行する。 (経過措置) 2.0(a) 改正前の規定に適合する水先人用はしごであつて施行日</p>	適用する要件等	規定等	本項の要件又は 32.1(i) (1)の要件	SOLAS 条約附属書第 V 章第 23 規則	32.1(i) (2)の要件	SOLAS 条約附属書第 V 章第 23 規則又は ISO 799-1:2019	<p>(水先人用はしご) 32.1(a)～(h) (略)</p> <p>(i) 次のISO規格に適合する水先人用はしごについては、本項の要件に適合するものと認めて差し支えない。 ISO 799:2004 「Ships and marine technology-Pilot ladders(船舶技術-水先人用はしご)」</p> <p>(新設)</p>	<p>SOLAS 条約附属書 V 章 23 規則 2.3 脚注部の改正 (MSC106) に伴う改正。</p> <p>SOLAS 条約附属書 V 章 23 規則 2.3 脚注部の改正 (MSC106) に伴い、証明書の取扱いを明確化。</p>
適用する要件等	規定等							
本項の要件又は 32.1(i) (1)の要件	SOLAS 条約附属書第 V 章第 23 規則							
32.1(i) (2)の要件	SOLAS 条約附属書第 V 章第 23 規則又は ISO 799-1:2019							

<p>前に製造されたものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>		
---	--	--

○3-2 船舶救命設備規則

(二重傍線の部分は新設部分)

改正後	改正前	備考
<p>(浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置)</p> <p>39.0 (a)～(e) (略)</p> <p><u>(f)</u> MSC. 471(101)に適合する浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、本項の要件に適合しているとして差し支えない。</p> <p><u>附 則</u> (令和5年1月19日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>(a) 本改正後の心得は、令和5年1月19日から施行する。</p>	<p>(浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置)</p> <p>39.0(a)～(e) (略)</p> <p>(新設)</p>	

船舶設備規程等に関する船舶検査心得の一部改正について

1. 改正の経緯

近年、国際海事機関（IMO）において、GMDSS設備の近代化についての検討が進められ、各種設備の性能要件等の見直しが行われてきたところ。

そのうち、非常用位置指示無線標識装置（EPIRB）については、第101回海上安全委員会（MSC101）において技術要件の改正案が採択され、2024年1月1日以降船舶に搭載するものについては、改正後の技術要件への適合を求めることが第105回海上安全委員会（MSC105）において採択された。

また、EPIRBの技術要件が引用されている航海情報記録装置（VDR）の浮揚型収容容器についても、EPIRBの技術要件の改正に伴い、VDRの技術要件を改正する改正案が第104回海上安全委員会（MSC104）において承認された。

これらの設備については、2022年7月1日以降船舶に搭載するものについても、新要件に適合したものを搭載することが推奨されているところ、今般、新要件に適合する製品の供給体制が整いつつあることから、新要件に適合した製品についても、船舶に搭載可能とする取扱いを船舶検査心得において明確化する等の所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）船舶救命設備規則関係

MSC.471（101）※¹に適合するEPIRBについて、現行規則に適合していることを規定する。

※1 AISの位置情報表示信号を送信する機能、位置情報の誤差範囲の精緻化等の要件が現行規則に上乗せされた規則。

（2）船舶設備規程関係

MSC.494（104）※²に適合するVDRについて、現行規則に適合していることを規定する。

※2 現行規則にホーミング信号等の発信期間の延長及びEPIRBの技術要件の改正に伴う要件が上乗せされた規則。

（3）その他

その他所要の改正を行う

3. 今後の予定

公布：令和5年1月19日

施行：令和5年1月19日